

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和7年11月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
	<p>1 横浜市における介護保険事務(以下「介護保険業務」という。)</p> <p>(1)事務の概要</p> <p>介護保険法に基づき、横浜市は介護保険の保険者(保険制度を運営する団体)となる。横浜市の被保険者は介護保険法第9条(被保険者)により、市町村内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者、65歳以上の者が第1号被保険者、介護保険法第13条(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)に該当する被保険者と定められている。ただし、介護保険法施行法第11条(適用除外に関する経過措置)により、該当する者は被保険者としない。横浜市は介護保険法で定められた被保険者について管理を行い、介護保険事業を行う。</p> <p>①資格事務</p> <p>被保険者資格に関する事務は、介護保険法に基づき、介護保険サービスの給付に関する費用や、保険料額を決定する必要があることから、その算定に含まれる期間や被保険者が属する世帯の世帯員について管理している。</p> <p>介護保険法第12条(届出等)により「第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」と規定され、被保険者の異動について被保険者に届出の義務が課せられていることから、被保険者の期間等を管理している。</p> <p>申請については窓口や郵送で受付を行う。</p> <p>②賦課事務</p> <p>保険料賦課に関する事務は、介護保険法に基づき、第1号被保険者から所得に応じた保険料を賦課する必要がある。したがって、第1号被保険者及び当該被保険者の属する世帯の世帯員(以下、この評価書において特に表記する場合を除き単に「世帯員」という)について、把握した所得情報を算定基礎として保険料額を算定し賦課・決定した保険料額を管理するとともに、保険料額決定通知書又は保険料額通知書を作成して第1号被保険者に通知する。</p> <p>また被保険者は特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)の方法により保険料を納める。</p> <p>更に保険料を納めることができないと認められる場合には、保険料の減免を行う。</p> <p>③認定事務</p> <p>要介護認定に関する事務は、介護保険法に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態に該当するかどうか、該当するならばどの程度なのか(以下、「要介護度」という。)を判定することである。市町村等の介護保険の保険者は、被保険者からの申請に基づき被保険者の心身の状況について調査を実施し、保険者に設置される横浜市介護認定審査会が調査結果に基づいて要介護度の判定を行う。要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めている。要介護認定は介護サービスの必要度(どれ位、介護サービスを行う必要があるか)の判定は客観的で公平な判定を行うため、コンピュータによる一次判定とし、それを原案として保険医療福祉に関する学識経験者が行う二次判定の二段階で行う。</p> <p>要介護状態や要支援状態等であると判定された被保険者が、介護保険サービスのうち施設入所以外でのサービス(以下、「居宅介護サービス等」という。)を利用する場合、被保険者は保険者に届出を行う。届出を受けた保険者は、事業者からの費用請求に備えて届出の内容を記録する。</p> <p>このほか、他市町村との間で住所異動があった被保険者に係る要介護認定等のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき要介護認定に係る情報の照会及び提供を他の保険者等との間で行う。</p> <p>④給付事務</p> <p>保険給付に関する事務は、介護保険法に基づき、要介護認定を受け、要介護状態又は要支援状態と判定された被保険者に対し、介護給付又は予防給付の支給並びに地域支援事業を実施する。</p> <p>⑤収納事務</p> <p>保険料収納・未納に関する事務は、介護保険法に基づき、被保険者から所得に応じた保険料を徴収することとなる。第1号被保険者が介護保険サービスを利用した際は、介護保険サービスに要した費用のうち自己負担分を除いた残りが保険給付で賄われ、徴収した保険料は保険給付の財源に充てられる。保険料は第1号被保険者の所得に応じた所得段階別となっており、第1号被保険者は特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)の方法により保険料を納めることから、保険料収納金額、納付状況、滞納状況等の管理事務を行う。また、保険料を納付できないと認められる場合には徴収猶予、滞納処分の執行停止、欠損処理を行う。さらに、保険料滞納者に対しては、滞納処分、介護保険サービスを利用した際の法定による支払い方法の変更や給付額減額等のいわゆる保険給付の制限措置を執ることから、これらの事務も行っている。</p> <p>2 特定個人情報ファイルの利用</p> <p>①資格業務</p> <p>被保険者の資格管理のため、届出に基づき必要な情報を入手し、資格情報・証発行情報を管理する。</p>

## ②事務の概要

### ②賦課業務

#### ○取得状況の把握

第1号被保険者及び世帯員について、以下のとおり当該年度の所得状況等を把握する。

- 1 第1号被保険者及び世帯員の所得情報について、市民税システムから提供された所得情報を個別に記録・管理し、年度途中に所得情報が変更された場合には変更後の所得情報を記録し管理する。
- 2 他市町村から転入してきた第1号被保険者及び世帯員について、転入元市(区)町村税部門へ所得情報を照会する。回答により把握した所得情報は個別に記録・管理する。
- 3 第1号被保険者及び世帯員の所得状況が不明の場合には、所得状況の調査等を行い把握した所得状況等をオンライン入力により記録し管理する。

#### ○保険料額の算定

- 1 把握した第1号被保険者及び世帯員の所得情報を算定基礎として、課税状況及び所得金額に応じて当該第1号被保険者の保険料額を算定し、年額保険料及び期別保険料額を記録して保険料額決定通知書を作成し第1号被保険者に通知する。
- 2 課税状況、所得金額等又は資格情報の変更により決定した保険料額に変更が生じた場合には、保険料異動処理により算定した変更後の年額保険料及び期別保険料額を最新履歴として追加し、当該変更分の保険料額通知書を作成して第1号被保険者に通知する。

#### ○特別徴収事務

- 1 年金保険者から提供された年金情報から特別徴収被保険者を把握し、当該被保険者に賦課されている保険料額について年金保険者に特別徴収を依頼する(本徴収及び仮徴収追加分)。
- 2 保険料額の減額異動等により特別徴収を停止する第1号被保険者を把握し、当該被保険者の特別徴収の停止を年金保険者に依頼する。第1号被保険者又は年金保険者の都合により送付された特別徴収の停止情報により、当該被保険者の徴収方法を普通徴収に変更する。

#### ○普通徴収事務(給付手段の作成)

賦課決定又は変更された保険料額の内、普通徴収(特別徴収以外)により徴収すべき保険料又は特別徴収停止により普通徴収により徴収することとなった保険料について、口座振替納付及び納付書納付の納付区分別に請求分保険料を把握し、口座振替請求情報及び保険料納付書を作成する。

#### ○保険料の減免

火事、災害等を被災した場合や急激な収入の減少等の条件に該当したとき、オンラインからの減免入力により賦課した保険料額を減額又は免除する。

### ③認定事務

#### ○情報提供ネットワークシステム(自治体中間サーバー)を使用した情報照会事務

当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。

#### ○情報提供ネットワークシステム(自治体中間サーバー)を使用した情報提供事務

番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行う。

#### ○介護保険認定情報等管理機能

介護保険被保険者等に係る認定情報等の管理・更新を行う機能。

### ④給付業務

#### ○現物給付事務

要介護(要支援)認定を受けた被保険者が、指定事業所で介護保険サービスを利用した場合、神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、事業所に給付費の支給を行う。

#### ○償還給付事務

要介護(要支援)認定を受けた被保険者が、介護保険サービスを利用し、その費用を支払った場合、被保険者の申請に基づき、区役所から被保険者へ給付費の支給を行う。

#### ○高額介護サービス費等支給事務

世帯が1か月間(または1年間)に支払った介護保険サービスの自己負担額の合計が一定額を超えた場合に、超えた金額を高額介護サービス費として、区役所から被保険者へ支給する。

#### ○高額医療合算介護(介護予防)サービス費等支給事務

世帯が1年間に支払った介護保険サービス及び医療保険の自己負担額の合計が一定額を超えた場合に、超えた金額を高額医療合算介護(介護予防)サービス費として、区役所から被保険者へ支給する。

### ⑤収納事務

#### ○保険料等の収納(普通徴収・特別徴収)

第1号被保険者から普通徴収の方法又は特別徴収の方法により徴収された保険料の記録

#### ○保険料の督促・催告

納期限までに納付のない第1号被保険者に対し督促状及び催告書を送付する。

	<p>○介護保険料年間納付済額のお知らせ 税の社会保険料控除等のために納付された保険料の額をハガキによりお知らせする。</p> <p>○介護保険料の徴収猶予 災害等により納付な困難な第1号被保険者からの申請に基づき徴収猶予の許可又は却下を行う。</p> <p>○介護保険料の滞納処分 督促をしてもなお納付のない第1号被保険者について、差押等の滞納処分を行い、未納保険料に充当する。</p> <p>○保険給付の制限 一定期間未納が継続する被保険者について介護保険サービス利用時の自己負担をいったん全額自己負担とする償還払い化、保険料が時効により徴収できなくなった期間がある第1号被保険者について介護保険サービス利用時の保険給付の割合を9割又は8割から7割とする給付額減額の措置を行う。</p> <p>○還付・充当 納付すべき額を超えた保険料納付につき、還付又は充当(未納の保険料に充てること)を行う。</p> <p>○生活保護受給者に係る保険料の代理納付 生活保護を受給する第1号被保険者について、保護費支給の際に介護保険料相当額を支給する保護費から保護担当部門が徴収して介護担当部門へ支払いを行う。</p> <p>○特別徴収保険料の年金保険者への返還 死亡により過誤納金が生じた特別徴収第1号被保険者に係る保険料について、相続人の有無等に応じて年金保険者へ返還を行う。</p> <p>○介護保険料納付証明 第1号被保険者からの申請に基づき、介護保険料の納付額について証明する。</p> <p>○延滞金の減免 延滞金を納付できない特別な事情のある第1号被保険者からの申請に基づき、免除の許可又は不許可を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーを使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム1、介護保険システム2、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
	介護保険システム1(資格マスタ) 介護保険システム1(介護税情報マスタ) 介護保険システム1(賦課マスタ) 介護保険システム1(徴収マスタ) 介護保険システム1(収納・過誤納マスタ) 介護保険システム2(認定マスタ) 介護保険システム1(給付マスタ) 統合番号連携ファイル
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の100項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</li> </ul>

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の二、三、七、十一、十五、四十二、五十六、六十五、六十九、八十、八十三、八十六、八十七、百八、百十五、百二十五、百二十八、百三十一、百三十二、百四十四、百六十一の項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の百三十一、百三十二の項</p>

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし
----

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
	鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680
	神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021
	西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321
	中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121
	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112
	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321
	保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221
	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023
	磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335
	金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721
	港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221
	緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220
	青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221
	都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222
	戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321
	栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335
	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335
	瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	(連絡先) 横浜市役所健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-4252
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
9. 監査			人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄したことを複数人で確認し、特定個人情報削除記録簿に記録を残す。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[ <input checked="" type="radio"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月28日			「介護保険に係る被保険者資格の管理事務」、「介護保険に係る保険料賦課事務」、「介護保険に係る要介護認定事務」、「介護保険に係る保険給付に関する事務」、「介護保険に係る保険料収納・未納事務」の基礎項目評価書を統一し、「介護保険に関する事務」の基礎項目評価書を作成。	事後	